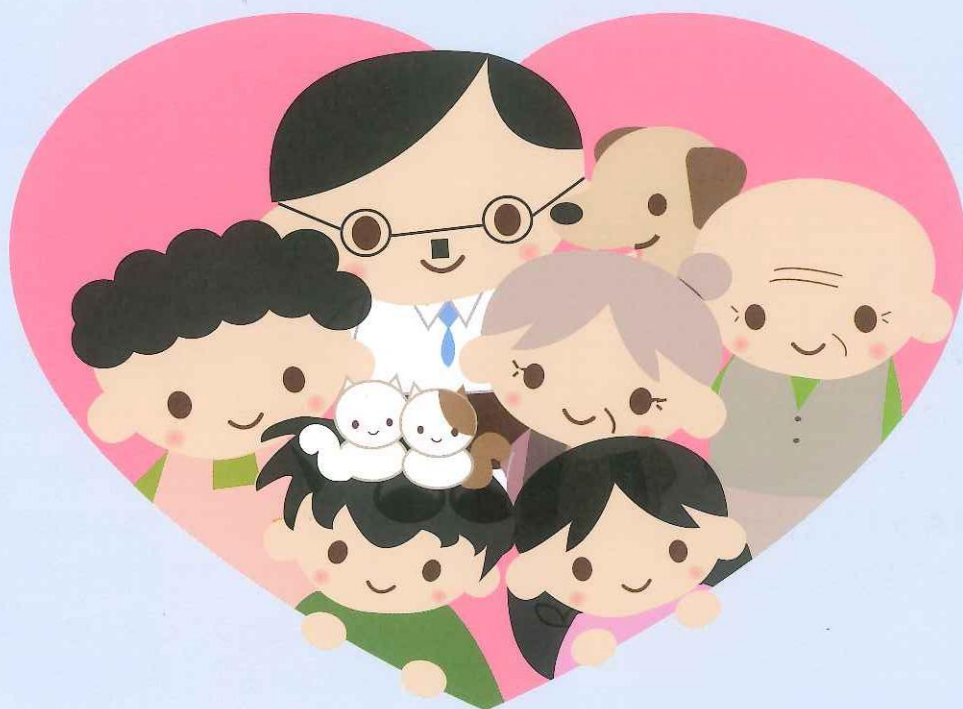


しょうがい ひと ひと とも い  
障害のある人もない人も共に生きる

へいわ ながさきけん じょうれい  
平和な長崎県づくり条例

せいてい  
が制定されました！

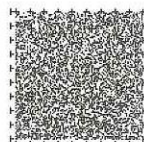


この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指して制定されました。

障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。



本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため切り込みを入れています。専用の読み上げ装置で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。





# 障害のある人に対する差別をなくし、共生社会を目指す条例

障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指して、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項などを定めた条例が、平成25年5月22日に県議会で可決成立し、平成26年4月1日から全面施行されます。

## 「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁によって、継続的又は断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を「障害のある人」と規定しています。

## 障害のある人に対する「差別」が禁止されます！

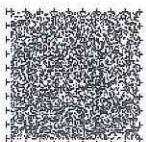
### 障害のある人に対する差別とは・・・

#### 「不均等待遇」を行うこと

特別な事情がないのに障害や障害に関連することを理由として、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱いをすることが差別に当たります。

#### 「合理的配慮」を怠ること

障害のある人が障害のない人と同等に権利を行使したり、障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状の変更や調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うことを「合理的配慮」といい、障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。



この条例では、何人も障害のある人に対して差別をしてはならないと規定しており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人に対して「障害のある人に対する差別の禁止」を求めています。また、条例では、日常生活や社会生活での10の個別分野における差別行為の禁止を特に定めています。



## 不均等待遇の例

特別な事情がない場合は、次のような行為を行うと不均等待遇に当たり、差別となります。

### 福祉サービスの提供

- 障害のある人の意思に反して、障害者支援施設などへの入所や通所、共同生活介護や共同生活援助を行う住居への入居などを強制する。
- 障害を理由として、福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 医療の提供

- 障害のある人が希望しない長期間の入院による医療等を受けることを強制する。  
※法令に別段の定めがある場合を除きます。
- 障害を理由として、医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 商品及びサービスの提供

- 障害を理由として、商品の販売やサービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 労働及び雇用

- 障害を理由として、募集や採用を行わなかったり、制限したり、条件を付ける。
- 障害を理由として、賃金や労働時間などの労働条件、昇進や配置、訓練や研修、福利厚生などについて、通常と異なる取扱いを行ったり、解雇する。

### 教育

- 障害のある人と保護者に対して、意見聴取や必要な説明を行わないで、就学させるべき学校を指定する。
- 障害のある人の年齢や能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための必要な指導や支援を行わない。

### 建築物の利用

- 障害を理由として、建物の利用を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 交通機関の利用

- 障害を理由として、公共交通機関の利用を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 不動産取引

- 障害を理由として、不動産の売却や賃貸、質借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 情報の提供等

- 障害を理由として、情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付ける。

### 意思表示の受領

- 障害を理由として、障害のある人の意思の表示を受けることを拒んだり、条件を付ける。





## 合理的配慮の例

障害のある人の求めがあった場合は、過度な負担にならない範囲で、次のような障害の特性に応じた配慮を行うことが必要です。

### 視覚障害のある人に対して

※視力、視野、色覚などの障害で、文字を読み取ったり、慣れない場所で移動することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

#### ●例えば、会議などで・・・

点字、拡大文字、テキストデータの資料を準備する。

### 肢体不自由・内部障害のある人に対して

※手足や体幹の運動や動作の障害のため、起立や歩行、物の持ち運びが困難であったり、内臓の機能の異常や喪失のため、継続的な医療ケアが必要であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

#### ●例えば、建物内で・・・

車いすや杖などを利用する障害のある人が、段差のある箇所を通行する際に補助する。多くの人々が利用する建物の改修や新築を行う際、トイレをバリアフリー化したり、オストメイト対応にする。

### 精神障害のある人に対して

※統合失調症やうつ病などによりストレスに弱い、対人関係が苦手であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

#### ●例えば、雇用する場合に・・・

障害の状況に応じた仕事のローテーションを組んだり、カウンセリングや通院のための休暇を認める。

### 難病を原因とする障害のある人に対しては？

「障害のある人」の中には、難病を原因とする障害を持つ人も含まれます。難病に罹患した人は、障害があることが見た目にはわかりづらいですが、体調の変動が激しく、座ったり横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさを抱えています。これらの人から求めがあった場合にも、その人の障害の特性に応じて対応してほしい内容を確認のうえ、配慮が必要になります。

### 聴覚障害のある人に対して

※音を聞いたり感じる経路に何らかの障害があり、話し言葉を聞き取ったり、周囲の音から状況を判断することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

#### ●例えば、講習会を開催する場合に・・・

手話通訳者や要約筆記者を配置する。

### 知的障害のある人に対して

※先天的又は発達期に知的機能の障害が現れ、複雑な事柄や抽象的な概念を理解することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

#### ●例えば、サービスを提供する場合に・・・

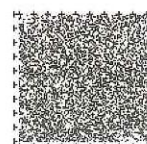
サービスの内容や利用申込みに必要な書類をゆっくり分かりやすく丁寧に説明したり、写真やふりがなを入れた資料を使用して、理解しやすいように説明する。

### 発達障害のある人に対して

※主に脳機能の発達に関連する障害があり、他人と社会的関係を形成することや読み書き計算の習得をすることが困難であったり、注意散漫でじっとしてられないなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

#### ●例えば、窓口や受付で対応する場合に・・・

抽象的な表現を避け、絵や写真を活用するなど具体的に説明する。待ってもらう必要がある場合や時間に余裕のないときなどは、概ねの待ち時間や対応できる時間などをあらかじめ伝えておく。





そうだんまどぐち ちょうせい きかん もう  
**相談窓口と調整機関が設けられます。**

そうだんまどぐち  
**相談窓口**

けんない かくち ばいぢ ちいき そうだんいん けいぢょう  
 県内各地に配置される「地域相談員」や、県庁  
 ない そうだんぎょうむ しゅうじ こういきせんもんそうだんいん  
 内で相談業務に従事する「広域専門相談員」が、  
 しょうがい ひと たい さべつ かん そうだん おう  
 障害のある人に対する差別に関するご相談に応じ、  
 だいさんしやてき たちば ひつよう じじつ かくにん おこな  
 第三者的な立場で、必要な事実確認を行いながら、  
 とうじしや それぞれの いけん じゅうぶん き もんだい  
 当事者それぞれの意見を十分お聴きし、問題の  
 かいけつ ばか  
 解決を図ります。

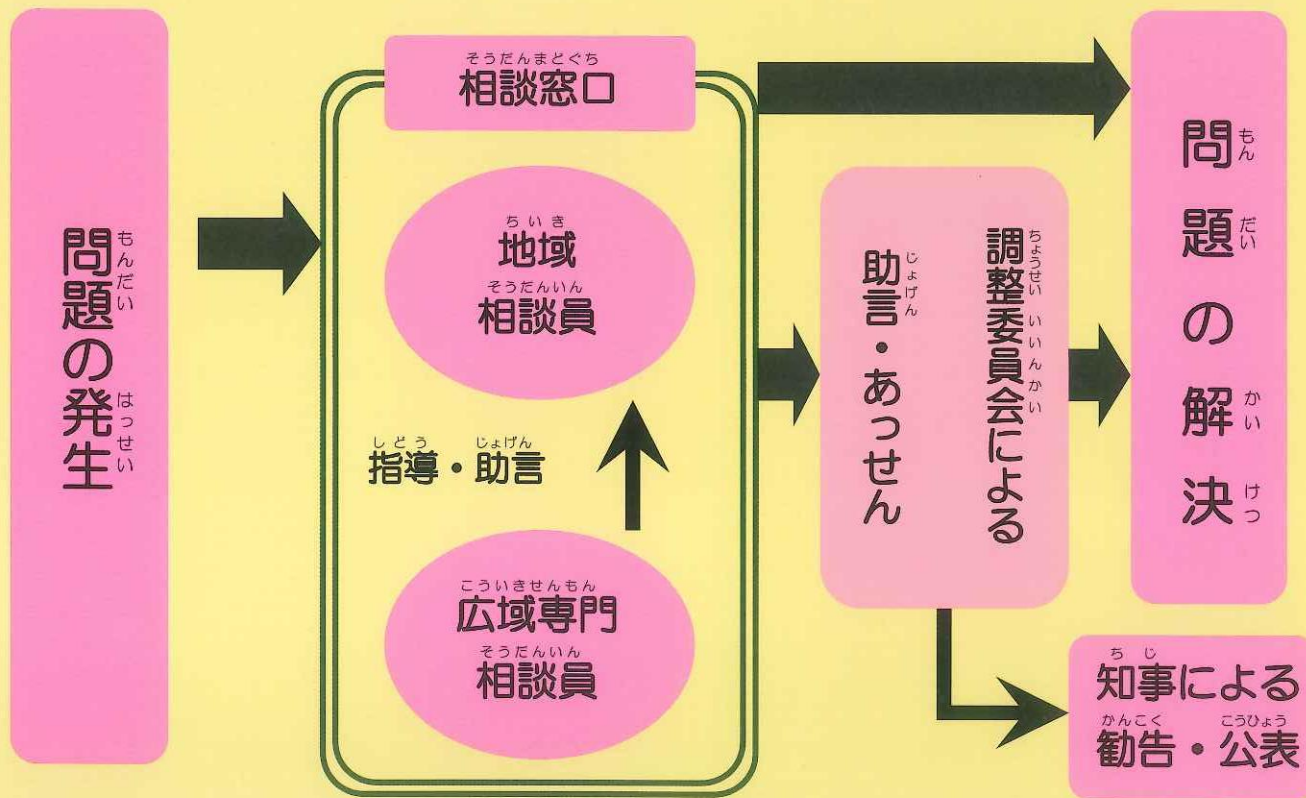


もんだい かいけつ ちょうせい きかん  
**問題解決のための調整機関**

そうだんいん かいけつ こんなん ばあい しょうがい ひと かんけいしや ちゅうしだ しょうがい  
 相談員による解決が困難な場合は、障害のある人やその関係者からの申立てにより、「障害  
 のある人の相談に関する調整委員会」（調整委員会）が助言・あっせんを行います。

ちょうせい いいんかい ちゅうしだ じあん せんもんてき けんち こうせい ちゅうりつ ほんだん  
 調整委員会は、申立てのあった事案について専門的な見地から公正・中立な判断ができる  
 いりよう ぼけん ふくし せうふく ぎょう ぶん や しょうがい ひと だんたい だいいりやうしや かくしきけいけんしやとう  
 よう医療、保健、福祉、教育、雇用の分野や障害のある人の団体の代表者、学識経験者等で  
 こうせい とうじしや そうぼう じじょう いけん けんしやう かいけつ お じやげん ねんご  
 構成され、当事者双方の事情や意見を検証し、解決に向けた助言やあっせんを行います。

もんだい かいけつ なが  
**問題解決までの流れ**





# よくある質問

## 障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

この条例には、差別行為に対する罰則はありません。なぜなら、差別に関するトラブルが発生した場合は、障害のある人とない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしているからです。それをサポートするために相談体制が整備されます。

また、当事者間での解決が困難なときは、「障害のある人の相談に関する調整委員会」が、公平中立な立場から当事者に対して助言やあっせんを行うこととしていきます。

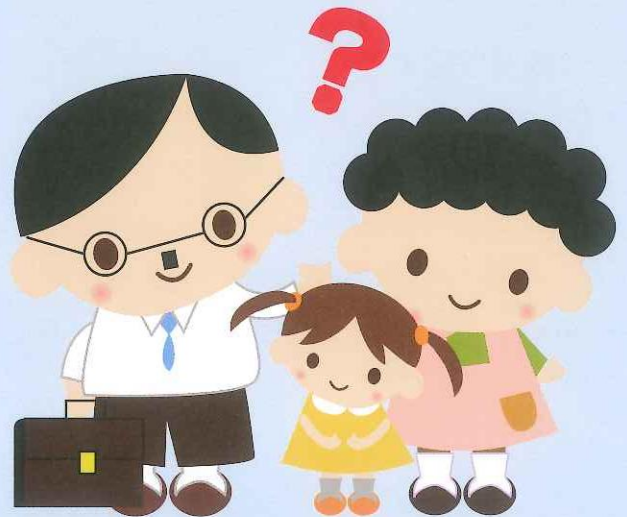
## 相談はいつから受け付けてもらえますか？

この条例に基づく地域相談員や広域専門相談員に対する相談や県への「助言・あっせん」の申立ての受付は、この条例が全面施行される平成26年4月1日からになります。また、相談や申立ての事案についても、平成26年4月1日以降に発生したものが対象となります。全面施行までの約1年間は、県民の皆様への条例の周知や相談員の養成などの準備期間となります。

## 障害を理由として不均等待遇をしたり合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別に当たると思われる行為であったとしても、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」については、障害のある人等から求めがあっても、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」となり応じることができない場合は、差別には当たりません。

しかし、これらの事情は、障害のある人から対応を求められた側が説明しなければなりません。



## 条例についてのお問い合わせ

ながさきけん ふくしほけんぶ しょうがいふくしか  
長崎県福祉保健部障害福祉課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL/095-895-2451

FAX/095-823-5082

Mail/s04100@pref.nagasaki.lg.jp

※この条例は、県内の障害者関係団体等で構成される長崎県障害者差別禁止条例（仮称）制定推進協議会において素案が検討され、県議会条例制定検討協議会が検討を引き継ぎ、議員提案条例として可決成立したものです。